

主 文

本件再審査請求を棄却する。

事実及び理由

第1 再審査請求の趣旨

労働基準監督署長（以下「監督署長」という。）が○年○月○日付け及び同年○月○日付けで再審査請求人（以下「請求人」という。）に対してした労働者災害補償保険法（以下「労災保険法」という。）による療養補償給付を支給しない旨の処分を取り消すことを求める。

第2 事案の概要

- 1 請求人は、○年○月、A所在のB会社（以下「会社」という。）に雇用され、警備員として列車見張員、一般交通誘導等の業務に従事していた。
- 2 請求人は、○年○月○日、C医療機関に受診し、同日及び同月○日に、「腰椎椎間板ヘルニア、変形性頸椎症、両下腿こむら返り、腰部筋肉痛、左手関節痛」と診断された。請求人によると、列車見張員に従事し、線路上、敷石（バラス）の上を何kmも歩き、勤続疲労により腰痛及び足の裏のしびれが出現し、○年○月○日の朝目覚めると、腰の痛みが激しくて動けなくなっていたという。なお、請求人は、○年○月に会社を退職している。
- 3 本件は、請求人が、上記傷病は業務上の事由によるものであるとして療養補償給付を請求したところ、監督署長はこれを支給しない旨の処分（以下「本件第1処分」という。）をした。さらに、請求人が上記傷病のうち腰椎椎間板ヘルニアによる坐骨神経痛のD施術機関への施術費用について療養補償給付を請求したところ、監督署長はこれを支給しない旨の処分（以下「本件第2処分」という。）をしたことから、これらの処分を不服として、本件各処分の取消しを求める事案である。
- 4 請求人は、労働者災害補償保険審査官（以下「審査官」という。）に対し、各々審査請求をしたところ、審査官が、労働保険審査官及び労働保険審査会法第14条の2により手続を併合した上、○年○月○日付けでこれらを棄却する旨の決定をしたことから、更にこの決定を不服として本件再審査請求をした。

第3 当事者の主張の要旨

1 請求人

(略)

2 原処分庁

(略)

第4 争点

請求人に発症した傷病が、業務上の事由によるものであると認められるか。

第5 審査資料

(略)

第6 理由

1 当審査会の事実認定

(略)

2 当審査会の判断

(1) 請求人は、要旨、「〇年〇月〇日、腰に激しい痛みを感じるようになった。

腰の痛みは、足裏のしびれとともにその前からあり、首の痛み、両足の太腿やふくらはぎのこむら返りの症状、左手関節の痛みを感じるようになったのは、同日辺りである。」と述べ、上記第2の2に説示したとおり診断され、各傷病は業務上の事由によるものであると主張するので、以下検討する。なお、請求人は、〇年〇月〇日、業務外の交通事故により受傷し、同月〇日からC医療機関に受診し、腰椎椎間板ヘルニア及び頸椎捻挫と診断され、〇年〇月〇日に症状固定となっている。

(2) 請求人に発症した傷病のうち、腰椎椎間板ヘルニア及び腰部筋肉痛（以下、併せて「本件腰痛」という。）についてその業務起因性の判断基準は、決定書理由(略)に記載の「業務上腰痛の認定基準等について」（昭和51年10月16日付け基発第750号）のとおりであり、請求人が本件腰痛の原因となったと主張する列車見張員の業務は、決定書理由(略)に説示したとおり、腰部に過度の負担のかかる業務とは認められない。また、本件腰痛について、E医師は、要旨、「交通事故の後遺障害に、加齢が加わったものとする。」と述べ、F医師も、同旨の意見を述べていることから、当審査会としても、本件腰痛は、業務に起因して発症したものとは認められないと判断する。

(3) 請求人は、両下腿こむら返りについて、腰の痛みからくる症状であると主張

しているが、本件腰痛は、上記のとおり業務上の傷病とは認められない上、決定書理由(略)に説示したとおり、E医師、F医師も業務と両下腿こむら返りについての因果関係を否定しているので、当審査会としても、両下腿こむら返りは、業務に起因して発症したものとは認められないと判断する。

- (4) 請求人の変形性頸椎症及び左手関節痛について、その業務起因性の判断基準は、決定書理由(略)に記載の「上肢作業に基づく疾病の業務上外の認定基準について」(平成9年2月3日付け基発第65号。以下「上肢障害認定基準」という。)のとおりである。

変形性頸椎症について、請求人は、要旨、「〇年〇月から1か月程度の間就労した電気工事の手元作業で15kg位のポリ管の束を左肩に担いで運ぶ作業で首を痛めた。」「首の痛みの原因は、腰の痛みから前かがみになることで首に負担がかかったことによる。」と主張している。上肢障害認定基準は、「上肢等に負担のかかる作業を主とする業務に相当期間従事した後に発症したものであること。」を認定要件の一つに定め、「相当期間」とは原則6か月程度以上をいうとされているが、請求人の上記作業への従事期間は1か月程度であり、認定要件を満たしていない。よって、当審査会としても、変形性頸椎症は、業務に起因して発症したものとは認められないと判断する。

また、左手関節痛については、決定書理由(略)に説示したとおりであり、業務に起因して発症したものとは認められないと判断する。

- (5) 本件第2処分に係る療養補償給付の請求の内容は、〇年〇月〇日から〇年〇月〇日までの腰椎椎間板ヘルニアによる坐骨神経痛に関するはりの施術についてである。これについては、上記(2)のとおり、請求人の腰椎椎間板ヘルニアは業務上の理由によるものと認めることはできず、また、決定書理由(略)に説示するとおり、はりの施術が主治医の指示に基づくものであったと認めることはできないことから、当審査会としても、請求人が受けた当該施術は、労災保険法第13条第2項の療養の給付の範囲に含まれないものと判断する。

- (6) 請求人のその余の主張についても子細に検討したが、上記判断を左右するのは見いだせなかった。

3 結 論

以上のとおり、本件第1処分及び第2処分はいずれも妥当であって、これらを取り消すべき理由はないから、請求人の本件再審査請求を棄却することとして、

主文のとおり裁決する。